

第7期 第21回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年4月7日（木） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（19人）
4. 欠席委員（0人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第77号	農地法第3条の許可申請について	(6件)
議案第78号	農地法第4条第1項の許可申請について	(2件)
議案第79号	農地法第5条第1項の許可申請について	(1件)
議案第80号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(1件)
議案第81号	農用地利用集積計画書について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○係長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の皆様のお出席状況をご報告いたします。只今の委員のお出席は19名中19名です。全員参加しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは〇〇会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。桜の方は山手ではまだ残っているが、こちらのほうは葉桜になりつつあります。間もなく麦の時期となりますが、中山間山手では田植で忙しいと思います。農業委員会を取り巻く情勢は厳しくなってきており、きちんとしたものにしていかなければならないとの話も出てきているため、農業委員の皆様もよろしくお願ひいたします。

それでは、只今から第21回農業委員会を開会いたします。

議案に先立ちまして、専決事項の人事異動について報告いたします。専決第1号東温市農業委員会職員の任免について、次のとおり専決処分する。令和4年4月1日 東温市農業委員会 会長 〇〇 〇〇 東温市農業員会事務局併任を解く、事務局長 〇〇 〇〇。新たに東温市農業員会事務局職員に併任する。事務局長を命ずる。 〇〇 〇〇。市長部局に出向を命ずる 職員 〇〇 〇〇。東温市農業委員会事務局職員に任命する。農業委員会事務局勤務を命ずる。主事を命ずる。 〇〇 〇〇。農政係長の兼職を命ずる 〇〇 〇〇。以上でございます。それでは、承認いただける場合は拍手をお願いします。（全員拍手）。承認いたします。

それでは、局長の〇〇から一言あいさつをお願いします。（〇〇局長あいさつ）

続きまして、事務局の〇〇から一言あいさつをお願いします。（〇〇主事あいさつ）

それでは、本日の議事録署名人ですが、12番 〇〇 〇〇 委員さん、13番 〇〇 〇〇 委員さん、よろしくお願いします。

議案審議、11件に入っていきます。議案第77号農地法第3条の許可申請について、6件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第77号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、629㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、軽トラックを保有しております。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は6,061㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図6ページをご覧ください。場所は〇〇から西に下がったところになります。〇〇さんのお父様が将来家を建築するために土地を購入したのですが、当該地は埋蔵文化財があるため、家が建たないということで、〇〇さんは〇〇に居住しているため、申請地まで通うのが難しく、〇〇さんに話をしたところ、売買が成立したので、そこで野菜を作っていくとのこと。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 奈良県天理市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,061㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、コンバイン、田植機、耕うん機を保有しております。労働力は本人、常時1人です。耕作面積は3,152㎡。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明させていただきます。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇から、〇〇に向かう途中の県道から中に入ったところにあります。譲渡人の〇〇さんのお父さんと譲受人の〇〇さんのお父さんがいとこどうしであります。そこで、〇〇さんは奈良県に出られており、もう一人の娘さんも県外に居住しているということで、土地を継ぐ者がおらず、この話がでてきました。そこで、〇〇さんが当該地を継ぐということで、話がまとまり

ました。問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、905㎡、です。権利内容は贈与です。作付作物は野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、軽トラックです。労働力は、本人、父、母の常時3人です。耕作面積は12,760㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明させていただきます。地図8ページをご覧ください。場所は〇〇の南側にあります。〇〇さんのお父さんの代からこの土地については、ほかの人に作ってもらっていたが、高齢化のため作ってくれる人がいなくなりました。〇〇さんのお父さんの実家が付近にあることから、通いで農業をされています。そこで、〇〇さんのお父さんに声をかけたところ、息子がいいだろうということで息子さんに話がいききました。〇〇さんは農機具を所有しておらず、土地を継ぐ人もいないということなので、贈与で話がまとまりました。よろしくご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○議長（会長）

譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんはまったくの他人という関係ですか。

○委員 〇〇委員

血縁関係はございません。ただ、戒能さんのお父さんと顔見知りではあるみたいです。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたいと思います、何かございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より説明願います

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、976㎡、以下19筆、計20筆で、合計面積は16,585㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機です。労働力は、本人、妻、父の常時3人と、臨時で子1人です。耕作面積は16,240㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんと〇〇委員さんになりますが、まずは〇〇委員さんから確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明させていただきます。地図9ページ、10ページになります。近くに〇〇や、〇〇があるところです。〇〇さんと〇〇さんは親子関係にあります。〇〇さんが高齢なことと、〇〇さんが職場を定年退職されまして、この際、生前贈与をして、農業に専念したいと熱心に話されておりました。現地も確認したのですが、現時点で農地をきれいに耕作しておりましたので、問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

続いて、〇〇委員さん何か補足説明はありませんか。

○委員 〇〇委員

〇〇委員が説明してくださったとおりであります。

○議長（会長）

それでは、各々の委員の説明が終わりましたので、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

耕作面積16,240㎡は取得した後の面積になるのでしょうか。申請地籍と合わないのは理由があるのですか。

○事務局

20筆の16,585㎡の中に永代小作の土地がありまして、小作人がおりますので、その差が小作地面積になっています。本人さんが自作しているのが、16,240㎡ということでございます。永代小作がついている土地は○○番地○と○です。地図の場所と言いますと、○○さんの南側の農地です。以上です。

○委員 ○○委員

もう一度繰り返すのですが、耕作面積16,240㎡は引継いだ贈与を受けた後の面積ということですね。

○事務局

農業経営世帯としては○○さんと○○さんは同一敷地内におり、同一世帯ですので、○○さんでもあり、○○さんも16,240㎡の担い手でございます。以上です。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番について事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、388㎡、です。権利内容は贈与です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクター、自動耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は24,318㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明させていただきます。地図11ページ。○○の北側にあります。1月に○○さんで申

請をされておったのですが、1月末に取り下げをされております。そして、今回手続きが完了したということで、再度申請をしております。〇〇さんは商売をされていたのですが、現在は家もなく。子供さんと市外に住んでおります。〇〇さんは以前からおじいさんの実家近くで、耕作をされております。〇〇さんはお子さんがおられるのですが、お百姓をしたことがないということで、耕作ができないということなので、〇〇さんと〇〇さんとの間で話がまとまりました。問題はないと思われまますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番について事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、560㎡、同所同字〇〇番〇、田、66㎡、合計2筆で、合計面積は626㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、田植機、コンバイン、トラクター、耕うん機、乾燥機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は5,357㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明させていただきます。地図12ページをご覧ください。売手の〇〇さんは農地が申請地より上に集積されておまして、この土地だけが離れている状態になります。米を作付けしているのですが、水田も異なるため、水路の管理が2つ必要になってくるということが、問題になっておまして、〇〇さんが近辺に住まわれており、農地も集約しているということで、当方の間で話ができたとのことです。

〇〇さんは高齢ではありますが、猟友会に所属しており、元気な方です。

自身が3年をめどに作った後は、営農団体に渡せる予定ということで、先まで考えているみたいなので、問題はないと思われまますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第78号、農地法第4条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第78号農地法第4条第1項の許可申請についてご説明します。

7番 転用者 松山市〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、同所同字甲640番1、田、2、820㎡の内28.03㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域は、農用地区域内。転用目的は営農型太陽光発電施設です。開発許可は不要。一時転用3年の案件です。この案件につきましては、令和元年5月10日に一時転用の許可の更新がされており、今回2回目の更新のための申請になります。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図13ページをご覧ください。〇〇に近いところです。〇〇さんは昨年、病気で農業が一時期できず、草刈りもシルバーにお願いして管理しており、今年は元気になったとお聞きしたので、3月30日に現地を見に行ったら、トラクターできれいにすいておりました。これからお米を植えるということなので、問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番について事務局より説明願います。

○事務局

8番 転用者 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、321㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地です。農用地区域は、農

用地区域外。転用目的は農業用施設です。開発許可は不要。この案件につきましては、令和3年10月8日第15回委員会で除外意見決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図14ページをご覧ください。この場所は倉庫がありますが、農機具が大きくなったり、増えたりということで、手狭になったので早急に施設を広くしたいと申請があがりました。除外意見は昨年10月8日にいただいておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第79号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第79号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

9番 貸付人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん、〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、332㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は農家住宅、所有権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。この案件につきましては、令和3年10月8日第15回委員会で除外意見決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。前回の会で説明しましたように、〇〇さんと〇〇さんは親子で、両親のところに同居していたのですが、子供も大きくなりいろいろな問題もありますので、近くに農家住宅を建てて、両親の元で農業を手伝いたいということです。また、周辺への影響もないと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第80号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第80号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。農用地区域からの除外についての案件になります。10番 所有者、東温市〇〇番地〇 〇 〇 〇〇さん。外20名。申出者、東温市見奈良530番地1 東温市長 加藤 章。土地は、〇〇番〇、外40筆。計41筆、田、37, 746㎡、畑、96㎡、合計37, 842㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地です。転用目的は工業団地です。開発許可は必要です。転用許可も必要です。地図は16ページになります。

本日は、担当課であります都市整備課 〇〇に出席していただいております。〇〇から事業内容について説明していただけたらと思います。〇〇お願いいたします。

○都市整備課 職員

工業団地の説明をいたします。都市整備課では市の政策の一つとして進めております、雇用勤労者福祉の充実の一環といたしまして、企業誘致を行うことで、雇用機会の創出を図ることを目的に工業団地の整備を行っております。昨年度には田窪工業団地の整備が完了し、それに引き続きまして、現在整備中である東温スマートインターチェンジの南側に田窪第2工業団地、そして今回申請する吉久工業団地を現在計画しております。

土地の利用図につきましては、2年前に基本計画を策定した時の図面になりまして、本年度、詳細設計を実施することとしております。関係機関とも今後調整をしておりますので、道路水路区画等に若干の変更が生じることがございます。

今回、吉久地区に計画しております工業団地は、重信川と表川の合流部付近にある川内グラウンドの東側に位置し、計画面積、約4.3ha。分譲区画は3から5区画で計画しております。誘致企業につきましては、今後市の選考委員会で決定することになっており、現在企業は決まっております。

この計画区域内にある農用地は41筆で面積37,842㎡。約3.8haございまして、これについて農用地区域からの除外が必要となります。今回の申出地は北側に高速道路、南側に県管理河川の表川、西側に県道伊予川内線。これらに囲まれた区域であり、周辺の農地と隔離された位置関係にございます。

また、農地基盤整備の予定もないことから、地域農業への影響もないものとして考え

ております。さらにこの場所につきましては、工業団地の立地条件としてもすぐれており、以前に市が企業に行ったニーズ調査の結果による幹線道路に隣接していること。国道及びインターチェンジへのアクセスが良いこと。松山中心部から30分圏内であること。市街地に隣接していないこと。まとまった面積が確保できること。こういった条件をすべて満たしており、今回の地区以上に工業団地に適しているところはないものとして、現在考えております。以上の点から、当地区へ工業団地を計画し、農用地区域からの除外を申請いたします。

最後に工業団地のスケジュールといたしましては、今年度測量設計を実施し、令和5年度に用地の買収に入ります。買収後工事着手。最終令和8年度に企業への分譲を予定しております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

先ほど、都市整備課〇〇が説明したとおり、周辺の農地への影響はないと思われま。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

申請地は湧水帯でポンプ室がある場所ですが、工業団地が新設されることで不都合はありますか。

○都市整備課 職員

現在、水道部局との協議をしている内容といたしましては、今の水道水源地はそのまま残して、工業団地の計画を進めております。

○委員 〇〇委員

この水源は土地改良区の水源地であるが、土地改良区との話し合いはどうなっているのか。

○都市整備課 職員

申請地に土地改良区の用水路が通っております。計画は理事長に説明しておりますが、設計のほうは今年度詳細に入りますので、今年度さらに話を詰めて、用水路を残す方向で、話を進めているところであります。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第81号、農用地利用集積計画書について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第81号農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和4年度第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

今回は4月20日開始分です。申し出件数は163件、面積は382,453㎡。

その内、期間借地は14件、面積は40,273㎡となっています。

貸し手は152名、借り手は101名です。期間は、1年から20年となっています。

中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外11種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値11,000円、最安値3,800円です。現物では、最高60kg、最低15kgとなっております。

地目別は、田 382,453㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。

以上が概要でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたらと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、11件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は5月9日となっております。農地利用適正化推進委員さんとの合同会を開きたいと考えているのですが、コロナの影響を見ながら、合同会の開催が可能かどうか、今後判断したらと考えております。

以上で第21回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。